

1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

児童福祉法第1条には、「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定されている。また、第2条第1項には、「全ての国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と規定されている。

虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える人権侵害であり、犯罪行為である。いるか教室（以下「事業所」という。）は、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）並びに障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）の理念に基づき、児童の尊厳の保持及び人格の尊重を重視し、児童の権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の早期発見及び早期対応に努め、虐待に該当する次のいずれの行為も行わない。

（1）身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく児童の身体を拘束すること。

（2）性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

（3）心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）放棄・放置

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（5）経済的虐待

児童の財産を不当に処分することその他児童から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

（1）虐待防止・身体拘束適正化委員会

児童に対する虐待の防止、身体拘束の適正化等に係る取組を推進し、児童の権利擁護を図るため、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が設置する虐待防止・身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）に職員が委員として参加するものとする。

委員会は、年1回以上開催するものとし、所掌事項は、次のとおりとする。

- ア 虐待防止のための計画の策定
- イ 虐待が起りやすい職場環境の確認等虐待防止に係るチェック及びモニタリング
- ウ 虐待及び不適切な対応事例発生後の検証と再発防止策の検討
- エ 身体拘束等に係る事例の集計、分析、適正化策等の検討

(2) 虐待防止責任者

事業所に虐待防止責任者を置く。

虐待防止責任者は、事業所の管理者である所長を充てるものとする。

虐待防止責任者は、職員に対して、虐待防止のための定期的な研修を実施し又は自治体等が実施する研修を受講させるほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講する等により、児童の権利擁護、最善の利益への取組みを進めるとともに虐待防止・身体拘束適正化委員会で検討された内容を職員に周知・徹底するものとする。

3 虐待防止のための職員教育・研修に関する基本方針

支援に携わる全ての職員に対し、虐待防止と人権を尊重した支援を実施するため、次の研修を行う。

- (1) 定期的な教育・研修（年1回以上）
- (2) 新任職員に対する教育・研修
- (3) その他必要な教育・研修（自治体等が実施する研修会等への参加・伝達等）

4 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 虐待又はその疑い（以下「虐待等」という。）が発生した場合は、速やかに盛岡市担当課等に通報するとともに、その要因の除去に努める。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、警察、盛岡市担当課等の協力を得て被虐待者の権利と生命の保全を優先する。
- (3) 虐待等の事案について、その全ての案件を委員会に報告するものとする。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 職員等が他の職員等による児童への虐待等を発見した場合は、児童発達支援管理責任者に報告する。虐待者が児童発達支援管理責任者本人である場合は、虐待防止責任者に報告する。
- (2) 児童発達支援管理責任者は、前号の報告があった場合、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待を行った職員等に事実確認を行う。虐待者が児童発達支援管理責任者の場合は、虐待防止責任者がこれを行う。
また、必要に応じ、関係者から事情を聴取する。これらの確認の経緯は、別紙1「虐待等報告書」により、時系列で概要を整理し、電磁的記録等により記録する。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると認められる場合は、当事者に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じるとともに、保護者等に説明、盛岡市担当課に通報及び支給決定市町村に連絡するものとする。

(4) 事実確認の内容及び虐待等発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案が発生した事由を検証し、原因の除去と再発防止策を講じたうえで、職員に周知・徹底するものとする。

6 児童及び保護者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、児童及び保護者等に虐待防止への理解と協力を得るため、事業所のホームページに掲載し、児童及び保護者等がいつでも閲覧できるよう公表に努めるものとする。

7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

事業所は、支援の質の確保及びその向上を図り、児童本人やその家族のため児童発達支援を提供していくため、OJT（職務を通じて育てる）を基軸とし、OFF-JT（職務を離れて育てる）及び SDS（自己啓発研修）で補完しながら、児童個々の状況に応じて不断の創意工夫と研鑽に努め、児童の意思を尊重し、児童の最善の利益と権利擁護を推進する。

附 則

この指針は、令和4年12月1日から実施する。